

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年7月16日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人檜の会

(2) 代表者の氏名

安田 紀美子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区東大路松原上る四丁目毘沙門町33番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本の伝統文化・芸術に関心を有する会員相互の協力により、伝統芸能・美術工芸に関する幅広い分野で研究を行ない、一般の人々に対して鑑賞会、研修・研究会、普及啓発、次世代傳承育成、国際芸能交流に関する事業を行ない、伝統文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年7月3日

(文化市民局地域自治推進室)